

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人太陽の家（以下「当法人」という。）の定款第 19 条の規定に基づき、当法人の役員（第 15 条で定義される。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。

(3)常勤の監事とは、監事のうち、当機構を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。

(4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、特定非営利活動促進法に関する法律第 2 条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

(5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第 3 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 500 万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた常勤の理事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。

2 常勤でない理事に対しては、理事会又は評議員会等に出席の都度、日額 3 万円を超えない範囲で報酬等として支給する。ただし、常勤でない理事に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、100 万円を超えないものとする。

3 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 300 万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤の監事は、本項又は次項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。

4 常勤でない監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 60 万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤でない監事は、常勤の監事が設置されていない場合、本項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時総会に報告するものとする。

として支給する。ただし、評議員に対して各事業年度に支給する報

6 理事長及び業務執行理事を除く理事、監事に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給す

る場合には、別表の基準に基づき支給する。

7 役員の出張手当、旅費については、旅費規程により定める。

(賞与、退職慰労金等)

第 4 条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額（ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月 15 日に、本人が指定する、本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない理事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

3 常勤でない監事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

(費用)

第 6 条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第 7 条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。(令和 6 年 6 月 13 日理事会決議)

<別表>

講師謝金等 1 時間あたり 30,000 円

執筆謝金等 400 字あたり 2,000 円